

川崎市緊急手話通訳者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）が夜間等に疾病等のため医療機関への緊急の受診が必要となった場合において、「川崎市手話通訳者派遣事業実施要綱（以下「手話通訳者派遣事業実施要綱」という。）」に基づく手話通訳者の派遣が受けられないときに、予め登録された手話通訳者を医療機関等に派遣し、適切な意思伝達の手段を確保することを目的として実施する。

(実施主体)

第2条 この事業は、川崎市が実施する。ただし、事業の実施を川崎市聴覚障害者情報文化センター条例第4条第1項に規定する指定管理者（以下、「指定管理者」という）に委託することができる。

(手話通訳者)

第3条 この事業における手話通訳者とは、手話通訳者派遣事業実施要綱第5条の規定に基づき登録を行った手話通訳者のうち、川崎市緊急手話通訳者派遣事業登録申請書（様式第1号）により登録申請を行い登録を受けた者（以下「手話通訳者」という。）をいう。

(派遣の対象)

第4条 本事業の派遣対象は、次に掲げる各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に居住している聴覚障害者等に対する派遣であること。
- (2) 疾病等により緊急に医療機関に受診が必要な場合の派遣であること。
- (3) 手話通訳者派遣事業実施要綱に基づく手話通訳者の派遣を受けることができない場合の派遣であること。
- (4) 聴覚障害者等が川崎市消防局救急隊員等（以下「救急隊員等」という。）を通じて要請した派遣であること。

2 前項の規定に準ずる派遣であり、市長が特に必要と認めるもの

(派遣の要請)

第5条 聴覚障害者等は、救急隊員等を通じて、手話通訳者に対し派遣の要請を行うものとする。

2 前項の派遣の要請を受けた手話通訳者は、可能な限り当該要請を受けるものとする。

(派遣の報告)

第6条 前条の派遣要請を受け手話通訳を行った手話通訳者は、当該活動の実施結果について、予め定められた様式により市長（本事業を指定管理者に委託した場合は、指定管理者。以下「市長等」という。）あてに報告するものとする。

(派遣費及び交通費)

第7条 市長等は、前条の報告の提出を受けたときは、その内容を審査の上、別表のとおり派遣費及び交通費を当該手話通訳者に支払うものとする。

(遵守事項)

第8条 手話通訳者は、業務の遂行に当たっては、次の各号を厳格に遵守しなければならない。

- (1) 聴覚障害者の人権を尊重すること。
- (2) 業務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

川崎市緊急手話通訳者派遣費一覧表

通訳時間	派遣費
～120分	4,600円
121～150分	5,750円
151～180分	6,900円
181～210分	8,050円
211～240分	9,200円
241～270分	10,350円
271～300分	11,500円
300分超過	以下30分ごとに1,150円を加算する。

※ 通訳時間とは、通訳者が通報の連絡を受けた時間から依頼者と通訳終了を確認した時間に、指定管理者への報告等の時間として15分を加算した時間とする。

※ 深夜（22時～翌5時）の派遣費については、上記の金額の25%を加算した額（小数点以下切上）とする。

※ 通常時間帯と深夜割増がまたがる場合は、時間により按分した額（小数点以下切上）とする。

※ 交通費として、必要に応じ電車、バス、タクシー等の代金の実費を支払うものとする。